

# 共同住宅用消防計画

事業所名

---

# 消防計画

年 月 日作成

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

## 第1 防火管理者の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 1 消防署への報告及び連絡
- 2 居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼びかけ
- 3 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- 4 共用部分における消防用設備等  
特殊消防用設備等の点検及び維持管理
- 5 居住者に対する消防訓練参加の呼びかけ
- 6 その他

(1) 防火担当責任者（管理組合会計担当）

防火担当責任者は管理組合会計担当者とし、次の業務を行う。

- ア 防火管理者の補佐
- イ 防火管理者の連絡
- ウ 管理人室の鍵の管理

(2) 防火管理者は、政令第32条に基づき消防用設備等に特例が適用された場合、特例適用条件の適否についても、点検等に合わせて確認するものとする。

## 第2 居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

- 1 住戸内における火気管理
  - 2 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理
  - 3 バルコニーにおける避難障害となる物件の除去
  - 4 階段・通路等の共用部分における燃えやすいもの及び避難障害となる物品の除去
  - 5 消防用設備等 \_\_\_\_\_ ・特殊消防用設備等の周囲  
における使用障害となる物品の除去
  - 6 \_\_\_\_\_ の周囲における使用障害と  
なる物品の除去
  - 7 その他  
特例基準が適用されている場合、特例基準の維持管理
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

**第3 火災が発生した場合の行動について**

- 1 火災が発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
  - 2 119番通報は、火災が発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。
  - 3 初期消火は、消防隊が到着するまでは居住者が協力して行う。
  - 4 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
  - 5 その他
- 

**第4 地震時の行動について**

- 1 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
  - 2 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。
  - 3 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
  - 4 その他
- 
- 

**第5 南海トラフ地震に伴う津波対策について ( 該当 ・ 非該当)**

別記、南海トラフ地震に伴う津波対策による。

**第6 訓練について**

- 1 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
  - 2 居住者は自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。
  - 3 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。
  - 4 その他
- 
- 
- 

**第7 共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告について**

- 1 消防用設備等・特殊消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、\_\_\_\_\_消防署に報告する。
  - 2 その他
- 
- 
- 
- 

**第8 その他**

- 1 建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には、防火管理者が別途安全対策を策定する。
- 2 放火防止対策  
建物内外の整理整頓、共用部分等には、可燃物等の物品を置かない。

---



---



---

**第9 防火管理業務の委託について** [ 該当 ・ 非該当 ]

受託者の氏名・住所等	職・氏名 (名称) 住所等 (所在地)	
教育担当者 講習修了者	職・氏名 教育計画	
防火管理業務の委託状況	委託範囲 委託業務実施方法	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔監視

**第10 避難経路図**